

《認可施設・事業の利用および申込について》

利用のための認定

施設・事業（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育など）の利用を希望する方は、利用のための認定を受けていただきます。認定には3つの区分があります。

● 3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定 お子様が満3歳以上で、教育標準時間を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園 ※教育標準時間は4時間程度の学校教育時間を指す

2号認定 満3歳以上・保育認定 お子様満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定 お子様満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育（0-2歳の子どもを預かる事業）

※「地域型保育」とは小規模保育事業所および事業所内保育事業所のことです。本手引きの中では「地域型保育」のことを「小規模保育事業所等」と記載している箇所があります。

（1）保育認定 [2・3号認定] の事由

保育所、認定こども園（保育所と同様に長時間利用する場合）、地域型保育（0-2歳の子どもを預かる事業）の利用を希望する場合は、保育認定を受けていただく必要があり、保育認定を受けられるのは、保護者のいずれかが次のいずれかの事由に該当する場合となります。

【保育認定の事由】

- 1 1ヶ月に64時間（週3日かつ4時間/日）以上労働することを常態としている場合
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している場合
- 4 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
- 7 就学（職業訓練学校含む）している場合
- 8 その他、保育が必要な状況にあると市長が認める場合

〔(例) 在園中に育児休業を取得し、継続利用を希望する場合など〕

【保育認定の有効期間】

| 保育認定の事由 | 保育認定の有効期間（保育所等の利用が可能な期間） |
|----------------------|--|
| 就労、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧 | 子どもの年齢が満3歳未満まで【3号認定】 子どもの年齢が満3歳以上小学校就学前【2号認定】※3号認定から更新可 |
| 妊娠・出産 | 効力発生日から出産後8週間経過後の翌日が属する月末 ※効力発生日は、基本的に出産予定日6週間前（多胎児の場合14週間前）となります。 ※「就労」で申請されている方でも、申請月が出産予定日6週間前から産後8週間経過後の翌日に該当する場合は「妊娠・出産」で認定します。 |
| 求職活動 | 効力発生日～2ヶ月後の月末 ※例：効力発生日が1月1日の場合2月28日まで |
| 就学（職業訓練学校含む） | 効力発生日～保護者の卒業（修了）予定日の属する月末 |
| 育児休業中の継続利用（在園児に限る） | 育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の月末。但し、やむを得ず育児休業を延長した場合はその子どもが2歳に達する日の属する年度末。 ※在園児童の育児休業を取得しながら認可保育施設に通うことはできません。 |

(2) 保育必要量

保育認定を行う際には、必要な保育量の認定も同時に行います。保育必要量とは、1日に保育施設等を利用することができる最大の時間のことで、下記の2種類があります。(但し、延長保育(時間外保育)を利用する場合は、それ以上の利用も可能です)。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間により認定します。なお、保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は保育短時間として認定します。

| 保育必要量 | 認定条件 |
|------------------------------|--|
| 【保育標準時間】 1日最大11時間 利用可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月の労働(就学)が120時間以上である場合 ・妊娠・出産する場合 ・災害復旧にあたる場合など |
| 【保育短時間】 1日最大8時間 利用可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月の労働(就学)が120時間未満である場合 ・疾病・障がい、介護・看護の事由に該当する場合(※) ・求職活動中の場合 ・在園中に育児休業を取得し、継続利用を希望する場合など |

※保護者の事由が疾病・障がい、介護・看護等の理由で保育を必要とする場合の保育必要量については、原則保育短時間認定(1日8時間利用)となります。お子様の保育が著しく困難となる場合は別途ご相談ください。

【保育必要量の利用例】

※開園時間、保育標準時間・保育短時間の時間帯、延長保育(時間外保育)の時間帯・金額は施設によって異なります。

※公立保育所・認定こども園の延長保育(時間外保育)については、[25ページ](#)に詳細がございます。

7:30

19:00

| 開園時間 | | |
|----------------|--------------|-------|
| | | 18:30 |
| 保育標準時間利用(11時間) | | 延長保育 |
| 9:00 | 17:00 | |
| 延長保育 | 保育短時間利用(8時間) | 延長保育 |

【保育短時間認定が保育標準時間と認められる場合の特例】

| 事由 | 特例として認められうる場合 | 必要手続(書類) |
|--------|---|---|
| 就労・就学 | 1ヶ月の労働(就学)が120時間未満であっても通勤(通学)時間を含むことで120時間以上となる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定申請書 ・事業所、学校に提出した通勤(通学)届の写し ※事業者印必要(就労証明書、就学状況証明書内の通勤経路欄の記載でも可) |
| 疾病・障がい | 入院している等特に保育の必要度合いが高いと認められる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定申請書 ・入院していること等がわかる書類 |

(3) 認定申請の手続き

① はじめて認定申請（施設の利用を希望）される場合

《教育標準時間（1号）を希望される方》

公立幼稚園及び公立認定こども園は市（保育幼稚園事業課）を通じて、民間認定こども園については施設を通じての手続きとなります。

《保育認定（2・3号）を希望される方》

認可施設（保育所等）の利用を希望される方は、市（保育幼稚園事業課）に認定申請してください。

② 変更の認定申請と審査結果について

申請期限：変更希望月の前月10日まで（10日が土日祝日の場合は前開庁日）

審査結果：変更希望月1日から審査結果を反映（変更後の認定証は当月8日頃に発送）

※在園（利用中）児童の変更申請：変更希望月1日まで変更可能となっております。（1日が土日祝日の場合は前開庁日）

利用申込方法

利用を希望する施設によって、申込先や選考方法が異なります。詳しくは下表をご覧ください。

なお、お申し込みの結果、施設の受け入れに余裕がないなど、希望施設・事業の利用ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

【利用（入園）申込先等】

| 希望時間 | 施設 | 申込先 | 選考方法 |
|----------------|--|----------------------------------|--------------------------|
| 【1号】 教育標準時間 | 公立幼稚園 公立認定こども園（1号） | 市に申込 | 申込順 |
| | 民間認定こども園（1号） | 各施設に申込 | 各施設が選考 |
| 【2・3号】 保育認定 | 公立・民間保育所 公立・民間認定こども園（2・3号） 小規模保育事業所等 | 市に申込 ※期日までに手続きが必要 (6ページ参照) | 市が基準に基づき、 利用調整（選考）を実施 |

※公立幼稚園及び公立認定こども園（1号）について、当初募集（入園希望年の前年10月頃）に申し込む方は園にお申し込みください。定員以上の申込があった場合は、市で抽選を行います。

※私立幼稚園（未移行園）を希望される方は各施設にお問い合わせください。

※保育料は、各世帯の所得の状況に応じて市が決定します。詳細は22～24ページをご覧ください。

（その他、実費徴収や特別徴収など別途保護者負担が発生する場合があります。）

※現在利用中の施設が、教育・保育給付認定手続の必要となる認可保育施設・事業へ移行予定の場合、引き続きその施設を希望される方は市へ再度お申し込みが必要となります。

保育所など認可保育施設の利用を希望する方への注意事項

保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業所等の利用を希望する場合は、市（保育幼稚園事業課）に必要書類を揃えてお申し込みください。必要書類については [7～8 ページ](#) をご覧ください。

締切日は以下のとおりです。期日までに書類不備・未提出書類がある場合は利用調整（選考）にかかりませんのでご注意ください。

◆年度途中の入所を希望する場合◆

- 令和4年度5月から12月入所

利用開始希望月の前月10日までにお申し込みください。

※締切日が土日祝日の場合は前開庁日となります。

※年度途中の入所選考については、内定した場合のみ結果通知をお送りします（前月21日頃）。

待機の場合、結果通知は届きませんのでご了承ください。

- 令和4年度1月から3月入所

令和4年11月18日（金）までにお申し込みください。

※結果については内定した場合のみ結果通知をお送りします（12月上旬頃予定）。

◆令和5年度4月からの入所を希望する場合◆

【1次選考】

申込期間：令和4年10月31日（月）～11月18日（金）まで

※令和4年11月以降生まれは、12月2日（金）まで申し込み可。

※求職中で申し込んだ方については、2次選考から対象となります。

結果通知：令和5年2月初旬ごろ（予定）

【2次選考】

申込期間：令和5年2月14日（火）まで

結果通知：令和5年3月中旬ごろ（予定）

※1次選考の結果が判明後、欠員状況をホームページに掲載しますのでそちらもご参照ください。

◆内定取り消しについて◆

選考時点と入所時点で保育の事由の変更や就労時間の減少・就労先の変更（就労予定）等に伴い、点数に差異が生じた場合には、内定取り消しになることがあります。

状況に変更がある場合は、必ずご連絡ください。（申込締切日までに手続きが必要です。）

内定取り消しとなる主なケース

例1：申込書類で就労証を提出され、就労で選考されていたが、入所時点が産前産後期間に入り、出産要件での再選考になり、利用調整点数が下がり、内定取り消しに。

例2：申込書類で就労証を提出され、就労で選考されていたが、入所時点での勤務状況（退職、転職、勤務時間の変更など）が変わっていたため、再選考になり、利用調整点数が下がり、内定取り消しに。

◆内定辞退について◆

内定を辞退した場合、保育の利用選考基準の調整加点「待機1年単位（求職活動期間・育児休業期間除く）」がリセットされ、再度入所申し込みをした場合、待機起算日は再申込月からとなります。ただし、4月1次選考での内定を辞退し、2次選考から再選考を希望する場合は待機起算日は翌月（5月）からとなりますのでご了承ください。

また、転園希望者が内定となった場合、辞退はできません。